



「天孫本紀」の尾張連系人名とその系譜 (2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-12-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00007570

「天孫本紀」の尾張連系人名とその系譜 (Ⅰ)

黒田 達也*

The Names of The OWARI and Its Genealogy in *Tensonhongi* (Ⅰ)

KURODA Tatsuya*

要旨

次回とで尾張連の系譜を検討する。本稿では尾張連の祖と明記されるもののなかでオキツヨソ・タケトメ・ヲトヨ関係系譜を中心に考え、原初的系譜の復元を行うとともに、尾張連の大和政権で果たした役割についても論じている。

Key Words: 尾張連, 「天孫本紀」, 『先代旧事本紀』, 『新撰姓氏録』, 系譜

3. 原初的尾張連系系譜の復元

尾張連(国造・宿禰)の祖と明記されて伝わるのは、ホノアカリ(『神代紀』第九段本文・同一書第八)、アメノカゴヤマ(『神代紀』第九段一書第六・『録』)、オキツヨソ(『孝昭記』・『紀』「天孫本紀」)、タケトメ(『録』)、ヲトヨ(『国造本紀』『録』)、阿曾禰(『録』)、であるが、ここでは、オキツヨソ・タケトメ・ヲトヨの系譜を中心に検討する。

3.1. 瀛津世襲命関係系譜

乎止与命は、「天孫本紀」では父が記されていないが、『海部氏系図』が小登与命を乎縫命の子としているように、ホノアカリ十世孫(建斗米命五世孫)として見える五人のいずれかの子とされていた可能性があり、阿曾禰に当たるとみられる尾治阿古連(前節)の父金連も乎止与命の孫尻調根命の子とされている如き十四世孫の三人のいずれかの子と一応は考え得るので、建斗米命・乎止与命・阿曾禰は同一の系統と看做し得るが、瀛津世襲命は後世に繋がらない。しかし、「国造本紀」では、斐陀国造条に「志賀高穴穗朝御世、尾張連祖瀛津世襲命大八椅命定賜国造」とあり、瀛津世襲命と大八椅命との間に脱文があるが、「天孫本紀」が瀛津世襲命の従兄弟天戸目命の系統とする大八椅命は瀛津世襲命の後裔とされているのであり、「天孫本紀」でも瀛津世襲命と同訓の置津与曾命が大八椅命の父彦与曾命の兄となっている。置津与曾命の兄弟は、弟彦命と日女命は抽象的人名、玉勝山代根古命は「神功紀」の山背根子等との関係が想定されるもの、若津保命も平群臣系津保朝臣の「津保」との繋がりが考え

られなくもない人名であり、少なくとも尾張連系人名としての本来性には疑問がある(前節)。また、彦与曾命は、置津与曾命の兄弟に相応しい名ではあるが、「ヒコ+某」形式の人名・神名は元の名に「ヒコ」が冠されたものが多い^④ことからすれば、置津与曾命から分立されたものという可能性も否定し難い。九世孫の人名では置津与曾命のみ本来性があり、大八椅命は置津与曾命の子とされていたことも考えられる。瀛津世襲命は、置津与曾命と大八椅命とを介して、本来、建斗米命・乎止与命・阿曾禰と何等かのかたちで関係する位置付けがなされていたことが想定されるということである。

置津与曾命の位置であるが、世代を共通にする王族については、①祖父建諸隅命が孝昭朝に供奉、②建諸隅命の妹大海姫命が崇神皇妃、③十三世孫尻調根命・十四世孫意乎已連・十五世孫尾治知々古連がそれぞれ応神朝・仁徳朝・履中朝に供奉、④十六世孫尾治坂合連が允恭朝に供奉、⑤四世孫瀛津世襲命が孝昭朝に大連として供奉、という五つの起点から対応させ得る。[図1]に示した各段階の王統譜(参考文献に挙げた諸論文より)で、①～⑤を基点とし置津与曾命と世代が対応する王族をまとめたのが[表1]であるが、⑤を起点とするものは、瀛津世襲命を考えるために置津与曾命を取り上げているので、取り敢えずは参考である。また、「天皇記」段階での「～や～」は垂仁が父系と母系とで異なることによる表記である。

置津与曾命の位置が様々であるのは当然であるが、それ以前の世代の者には改変の跡があるとともに、その系譜の検討が課題であるので、後の世代の者との関係から見よう。③と④とは一世代ずれるが、十三世孫～十五世孫が応神～履中三代に供奉とあり、履中と同世代の允恭に一代下の者が供奉したというのは問題ではないので、③の十三世孫～十五世孫と応神～履中との対応を基に、十五世孫から遡らせると[表2]のようになる。

2012年8月20日受理

* 総合工学システム学科一般科目文系

(Dept.of Industrial Systems Engineering : Liberal Arts)

九世孫置津与曾命は、継体段階と欽明～敏達段階で、〔表1〕とは異なり、それぞれヒコホノニギ・孝昭と同世代になるが、これは尻調根命・意乎已が供奉した応神・仁徳が未分立で〔ホムタノ〕オシロワケであったことによる。一方、欽明～敏達段階の、アメノオシホミミ—ヒコホノニギ—ヒコホホデミ—ヒコナギサタケウガヤフキアヘズ—神武—孝昭—崇神、という系譜⁶⁴で、ホノアカリの位置を「天孫本紀」が採るアメノオシホミミの子とすれば、四世孫瀛津世襲命は孝昭の世代となる。両オキツヨソの位置付けは共通すると言い得る。従って、火明命—天香語山命—天村雲命—天忍男命—瀛津世襲命—某—乎止与命—建稲種命—尻調根命—意乎已連、という系譜とともに、「某」と崇神・ヒコフツオシノマコト、乎止与命とミマツ(キ)ヒメ・ヒコイマス、建稲種命とヤマトタラシヒコ・垂仁、尻調根命・尻調真若刀俣命とオホタラシヒコ・ヤマトタケル、意乎已連と〔ホムタノ〕オシロワケ、という世代の対応が想定される。建稲種命と尻調真若刀俣命の位置は、『記』ではそれぞれに当たる伊那陀宿禰・志理都紀斗売は景行・イホキノイリヒコと同世代であるが、イホキノイリヒコは欽明～敏達段階では垂仁皇子とされていたとみられる⁶⁵ことと一致する。しかし、本系譜では、いま一人の尾張連の祖建斗米命の位置が問題となる。

建斗米命は、例外なく五世孫で瀛津世襲命の子の世代となっているが、父天忍男命を三世孫天戸目命の弟とする系譜の存在も考え得る(前節)ことから、四世孫も想定できる。天戸目命を三世孫としその後に建斗米命から倭得玉彦命までを直系で位置付け、置津与曾命の子の世代である十世孫以後を四世孫瀛津世襲命の系統として位置付けるとともに、意乎已が仁徳朝供奉とあることに基づき、継体段階、欽明～敏達段階、「天皇記」段階、『記』『紀』のそれぞれの王統譜と対応させ、『海部氏系図』を付記した(「天孫本紀」の置津与曾命と同世代の意富那比命を瀛津世襲命の世代に当てた系譜も()で併記)のが〔図2〕である。

欽明～敏達段階の王統譜との関係では、大海姫命は崇神の次の世代であるが、崇神后ミマツ(キ)ヒメの父ヒコフツオシノマコトは崇神の兄であり、問題はない。その亦名葛木高名姫命も、『記』のヒコフツオシノマコト妻葛城高千那毘売に当たるとみられるので、世代は疑問とし得ない。他方で葛城高千那毘売は、ヒコフツオシノマコトの妻であることから、両者が同世代とすれば、建斗米命や瀛津世襲命の子の世代、建宇那比命・宇那比姫命等と同世代になる。このことは葛城高千那毘売の兄意富那毘と建宇那比命との関係を示唆する如くでもある。葛城高千那毘売・葛木高名姫命の位置はともかく、大海姫命は、世代関係からすれば、建宇那比命の女とされていたとしても問題はない。しかも、建宇那比命の「宇那」

が「ウナ」で「ウミ」(海)の交替形とすれば、女の名として相応しいとも言えるのであり、母が宇那比姫命であったことも考え得る。建諸隅命は、大海姫命が妹で崇神妃である限りでは、叔父・姪婚とともに叔母・甥婚も『記』『紀』に見えるので、孝昭・崇神・ミマツ(キ)ヒメのいずれの世代にも位置付けられ得るが、祖父の時代に当たる孝昭朝に供奉したとあることはやはり問題であろう。

建諸隅命は、孝昭朝との関係からすれば、建斗米命や瀛津世襲命と同世代とされていた可能性があり、また、逆に、瀛津世襲命が建諸隅命と同世代で建斗米命の孫の世代ということもなくはない。前者の場合、瀛津世襲命の弟建額赤命が『録』にも見えるのに対し、建斗米命の弟妙斗米命は『録』には見えないことに注目される。建諸隅命に替わって妙斗米命が建斗米命から分立されたことも想像されるからである。しかし、建諸隅命が建斗米命の孫に変更された事情が問われる。後者の場合は、孝昭が崇神の父から曾祖父に変更されたことに伴い、瀛津世襲命の世代も繰り上げられたとみることはできるが、〔図2〕の瀛津世襲命の世代が欽明～敏達段階での孝昭と共通することに問題を残す。建諸隅命が瀛津世襲命と本来は同世代という想定部分のみが有効である。然らば、欽明～敏達段階で瀛津世襲命と建諸隅命とが二世代差になる系譜も想定し得るのであるから、当段階で両者が切り離されたと考えられるか否かが問題となる。

継体段階の王統譜との関係では、建諸隅命は崇神(原型)・ヒコフツオシノマコト等と同世代である。〔図2〕で瀛津世襲命を建諸隅命の世代に下げて位置付けると、王統譜との世代の対応は、天香語山命—アメノオシホミミ、天村雲命—ヒコホノニギ、天忍男命—ヒコホホデミ、瀛津世襲命—崇神(原型)、大原足尼命等—垂仁、乎止与命—オホタラシヒコ、建稲種命—〔ホムタノ〕オシロワケ、尻調根命—履中等、となる。

尻調根命の妹尻調真若刀俣命は垂仁の子とされていたイホキノイリヒコとは二世代のずれが生じる——その妹金田屋野姫命の場合には品陀真若王とは一世代の差であるが——が、景行—イホキノイリヒコ—ホムタノマワカ—タカキノイリヒメ等、という系譜は、『記』『紀』の、景行—ヤマトタケル—仲哀—応神—仁徳、という系譜の成立と関わるので、ここでは問題にはなり得ない。また、ヤマトタケルの妻ミヤスヒメが『尾張国熱田太神宮縁起』(以下『熱田縁起』)に建稲種命の妹とあることからすれば、〔ホムタノ〕オシロワケと同世代という建稲種命の位置は、ミヤスヒメがヤマトタケルの一世代前に位置付けられる〔図2〕での関係よりも相応しい。尚、乎止与命は、オホタラシヒコと同世代になっているが、オホタラシヒコは父系では崇神(原型)の兄弟〔オホ〕ヤマトヒコの子であるから、〔ホムタノ〕オシロワケの世代になるのであ

り、[図2]の欽明～敏達段階の王統譜で〔ホムタノ〕オシロワケと意乎已連とが同世代であることと共通する。このことは、前節で意乎已連と乎止与命とが兄弟ないし同一人の可能性があるとしたことを傍証する如くである。

瀛津世襲命以前では、瀛津世襲命をホノアカリ四世孫とし、そのまま世代を遡らせれば、ホノアカリはアメノオシホミミの一世代前になるが、継体段階では、ホノアカリは神武の原型の一方ヒコホホデミの兄弟(異母)で他方のイハレヒコと同世代とされていたことが想定される⁴⁴⁾。当段階で瀛津世襲命が供奉した等とされ得る者は崇神の原型以外にはあり得ないのであり、瀛津世襲命がホノアカリの四世孫とされていたとは考え得ない。瀛津世襲命は、王統譜の世代関係からはホノアカリの子というのが最も相応しいが、孫の位置でも問題とは言えない。

「天孫本紀」に瀛津世襲命の生母が葛城土神剣根命女賀奈良知姫とあることは、剣根命を、神武朝で葛城国造に任じられたことから、神武と同世代となし得るので、瀛津世襲命がホノアカリの孫に位置付けられていたことを示すとみられなくもないが、子女の世代の女との婚姻関係もあり、剣根命がイハレヒコの父の世代とされていたこともあり得る。しかし、天香語山命と天村雲命とを元より尾張連系人(神)名とみることに疑義があること、天忍男命は、尾張連系の人名として問題がなさそうであるが天戸目命の弟という位置もあること、天忍男命の兄天忍人命は和珥臣と関わる人名であることは前節で述べた通りである。ホノアカリと瀛津世襲命との間の世代に位置付けられているものはいずれも問題を有するのであり、ホノアカリと瀛津世襲命との関係は父子が原型と想定される。然らば、「天孫本紀」にそれぞれ瀛津世襲命の従兄弟・弟として見える天戸目命と建額赤命、及び天戸目命の弟に位置付けられる天忍男命も、同様にホノアカリの子とされていたとみられるであろうか。

天戸目命と子建斗米命・妙斗米命は、「トメ」に天神を表わす「天」と美称「建」・「妙」とがそれぞれ冠された人名である。天戸目命と建斗米命とは、建額赤命が『津守氏系図』で建貫上命と天貫上命とに分立されているのと同様、一人名からの分立と考え得るが、妙斗米命も、「建」と「妙」とは勇猛さと麗しさや優秀さを表わす対照的と言える形容語であり、その後裔氏族六人部連が『録』撰津国神別では建斗米命を祖とするので、同様である。三人名では、尾張連系人名に「建」を冠するものが多いことから、建斗米命を本来的となし得るとすれば、建斗米命は天戸目命の位置にあり、瀛津世襲命とともに、ホノアカリの子とされていたと考え得ることもなる。しかし、建斗米命は、継体段階でホノアカリの子とすれば、瀛津世襲命と同様、欽明～敏達段階でホノアカリの曾孫(四世孫もあり得る)、「天皇記」で四世孫に位置付けら

れて然るべきと思う。また、建斗米命は天戸目命の子、瀛津世襲命は天忍男命の子で、両者は系統を異にする。異系統とするには天戸目命を建斗米命の父として分立し瀛津世襲命の父の兄弟とすれば良い。然るに天戸目命が瀛津世襲命と同世代である。建斗米命は元より瀛津世襲命の子の世代とされていたとみるのが良いように思う。

建額赤命は『録』にホノアカリ四世孫・天忍男命子で丹比連・若倭部の祖(右京神別下)、「天孫本紀」にはその子建筒草命が多治比連・津守連・若倭部連・葛木厨直の祖とあり、天忍男命は、「天孫本紀」で天戸目命の弟(天志男命)として大蝮壬生連の祖、『録』ではホノアカリ三世孫で丹比周布の祖(左京神別下)とされている。ともに丹比連に関係することは建額赤命を天忍男命の子とする系譜が本来的であり、後者が瀛津世襲命とともにホノアカリの子とされていたことを示す如くでもある。しかし、『録』大和国神別がホノアカリ孫天五百原命を蝮王(壬)部首の祖としていること、この蝮王部首が大蝮壬生連と関係するとともに、天五百原命が「天孫本紀」の天村雲命の亦名天五多底に当たるとみられること⁴⁵⁾に注目したい。天村雲命が中臣連等と関係するのに対し、天五多底—天忍男命—建額赤命、という系譜は丹比連と関わるものであるからであるが、この系譜は『録』の三人の世代関係と一致する。また、『津守氏系図』のホノアカリ孫天大原命は、訓みは「オホハラ」と「イホハラ」とで異なるが、世代が共通する他、「大」は広大さとともに程度や量の甚だしさを示し、「五百」は数の多い様を表わす(『時代別国語大辞典』上代編)ことからすれば、天五百原命と同一の人名の異表現とすることができると思う——積極的な根拠とはなし得ないが「乙」の音が「オツ」「イツ」であることは「オホ」と「イホ」とが相通ずることを示す如くでもある——。『津守氏系図』にこの天大原命の後裔が建貫上命とあることは、両者の間に位置するのが天村雲命と天忍人命であり天忍男命ではないという問題はあるが、「天孫本紀」と通ずると言い得る。然らば、ホノアカリの子とされていた可能性があるのは天五百原命(天大原命)であり、天忍男命は瀛津世襲命の子の世代とされていたことになる。このことは、瀛津世襲命から分立された置津与曾命の子として位置付けられている大原足尼命が天大原命と通ずる人名であることと矛盾するようでもあるが、後述する。

建諸隅命は、前述のように、瀛津世襲命と同じ孝昭朝に供奉とあることからホノアカリの子とされていた可能性はあるが、崇神皇妃大海姫命の兄ということが問題である。尾張連としての大海姫命の系譜上の位置としては、祖瀛津世襲命の姉妹よりは女が相応しいのであり、従って、建諸隅命は瀛津世襲命の子とされていたとみるのが良いと思う。尚、世襲足姫命は崇神(原型)の後妃ではなく、瀛津世襲命の妻とされていたとすべきであろう。

継体段階の王統譜と関わる尾張連系系譜でのホノアカリの子として想定されるのは瀛津世襲命と天五百原命ということであるが、後者の系統は丹比連・津守連・若倭部連・葛木厨直である。丹比連と若倭部連は名代である丹比部と若倭部の中央伴造であり、名代の成立時期は六世紀段階と考えられている。葛木厨直も、「葛木」と「直」から、本来葛城直(国造)と関わるものであり、尾張連が葛城にも本拠を有したことにより、尾張連の同族となったとみられるので、本来的なものとは考え難い。これらに対し、津守連は住吉大社一瀬戸内を中心とする水運一海部に関わる。「海部」なる名称自体の成立は名代と同様の時期としても、その前身のトモは雄略段階には存在したとみられるのであり、海部と密接に関係する尾張連と津守連との同祖関係は本来的なものと思う。尾張連の祖瀛津世襲命と津守連の祖天五百原命とを兄弟とする系譜は相応しいのであり、この両者の関係は「天孫本紀」で天忍人命系と天忍男命系として踏襲されていると言える。

瀛津世襲命の子としては、建諸隅命の他、元より瀛津世襲命の子の世代に位置付けられていたとみられる建斗米命が先ず挙げられる。[図2]で置津与曾命の子及びそれと同世代であることから取り敢えず瀛津世襲命の子としたホノアカリ十世孫のうち、大原足尼命は天大原命からの分立であり、淡夜別命も、元より尾張連系の人名としても問題はなさそうではある(前節)が、「ワケ人名」が王統譜では垂仁の子の世代から現われることからすれば、[ホムタノ]オシロワケ以後の世代に位置付けられていて然るべきであり、オホタラシヒコの世代に当たる建宇那比命の子以後に位置付けられていた可能性はあるが、瀛津世襲命の子やそれと同世代の存在とされていたとは考え難い。ここで注目したいのが、乎止与命が、ホノアカリ十一世孫で置津与曾命の孫の世代とされるが、十世孫の誰の子と記されていないことである。

乎止与命は、尾張国造の祖と明記されるので、継体段階で、同じ尾張連の祖瀛津世襲命の系統に位置付けられていた可能性はある。しかし、瀛津世襲命の子とされていた者の子とできるかは検討を要する。十世孫大八椅命は、「国造本紀」の記述、及びその父彦与曾命が置津与曾命と相似る人名であることから、瀛津世襲命の子とされていた可能性はあるが、斐陀国造の祖であり、尾張国造祖乎止与命の父とされていたとは考え難い。大縫命・小縫命は兄弟、しかも、双生児の如き人名である。いずれも「天孫本紀」には後裔氏族が記されていないが、逆にこのことは乎止与命に繋がる可能性を示すとも言える。実際、小縫命は『海部氏系図』にホノアカリ十世孫乎縫命として見え、乎止与命に当たる小登与命の父とある。しかし、「天孫本紀」に九世孫として記される彦与曾命や置津与曾命等ではなく、意富那比命の子とされている。この意

富那比命は『記』の比古布都押之信命妻葛城高千那毘売の兄尾張連祖意富那毘に当たるとみられるが、建諸隅命を崇神の世代としても、ヒコフツオシノマコトは崇神の兄であるから、意富那比命は「天孫本紀」よりも二世代繰り下げられていることになる。小縫命(及び大縫命)を、『海部氏系図』を基に、元より乎止与命の父やその世代に位置付けられていたとすることには問題がある。

乎止与命の父に相応しい者は、ホノアカリ十世孫の中には見当たらない。然らば、乎止与命は本来瀛津世襲命の子とされていたが、何等かの事情で、位置付けが変更されたとも憶測される。これに従えば、ホノアカリ — 瀛津世襲命 — 乎止与命 — 建稲種命 — 尻調根命・尻調真若刀俣命、となり、ヒコホホデミ(イハレヒコの世代) — ヒコフツオシノマコト(崇神(原型)・ヤマトヒコの世代) — ヒバスヒメ(ヤマトヒコ妻、垂仁の世代) — オホタラシヒコ(ヤマトタケルの世代) — [ホムタノ]オシロワケ、という系譜とそれぞれの世代が対応する。この対応は、ヤマトタケルが娶ったミヤスヒメを『熱田縁起』が建稲種命の妹としていることと一致し、尻調真若刀俣命は夫イホキノイリヒコの一世代後になるが、このような婚姻関係は少なからず知られるので、乎止与命を瀛津世襲命の子としても問題がないことを示すと思う。また、乎止与命は建斗米命と兄弟ということになるが、天戸目命の建斗米命からの分立は建斗米命を瀛津世襲命から切り離すこととの関係で捉えられるのに対し、妙斗米命の分立は乎止与命の位置付けの変更と関わるのが考えられることになる。

「天孫本紀」は、後裔が位置付けられていない瀛津世襲命を尾張連の祖とする一方、繋がり不明記はないが、建斗米命系としか解し得ない乎止与命の孫尻調根命に尾治連姓を賜ったとし、尾張連に瀛津世襲命系と建斗米命系との二系統かあるとしていると言える。「天孫本紀」では両系統の祖天忍人命と天忍男命はホノアカリの曾孫であるが、孫天村雲命が後に位置付けられたものであるから、曾孫は孫に繰り上がる。この位置は瀛津世襲命の子の世代であり、天忍人命(または天戸目命)・天忍男命と建斗米命・乎止与命とは相対応する。尾張連の本来的系譜(継体段階の王統譜と対応)として、祖ホノアカリが神武の原型の一方であるヒコホホデミの兄^[4]、子瀛津世襲命が崇神(原型)と同世代、孫建斗米命と乎止与命とで二系に分かれるものが想定されるのである。

3.2. 乎止与命・建斗米命関係系譜

乎止与命 — 建稲種命 — 尻調根命、という系譜は、世代的には継体段階の王統譜と想定されるものと矛盾しないので、本来性を有するとみてもそれ程問題はない。尻調真若刀俣命は、五百木之入日子命の妻ということは『記』と一致しているが、その名からして、元は尻調根

命の妻とされていた可能性がある。「天孫本紀」に、尻調根命の子と明記されるのは稚彦だけであるが、尾治弟彦連・尾治針名根連・意乎已連も同様の如くに見えるように、その後続く系譜が存在したことは容易に推測される。一方の建斗米命の系統も、その子とされるものの中には元より尾張連系の人名であったとは看做し難いものもあるが、子建宇那比命と女宇那比姫命とが元来は夫妻とされていたとみられることから、建斗米命の孫以後に後裔が位置付けられていたという推測は可能である。しかし、建宇那比命の子建諸隅命は本来瀛津世襲命の子とされていたとみられる。建斗米命系の系譜に関して、建諸隅命の子・孫・曾孫とされている者からみてみよう。

建諸隅命の孫とされる弟彦命・日女命は抽象的人名、置津与曾命と彦与曾命は前述の通りである。玉勝山代根古命は、建諸隅命孫・倭得玉彦命子という位置は、継体段階の王統譜では、建諸隅命は崇神(原型)の子と同世代であるが、姉妹大海姫命が崇神(原型)の妃であるから、ヤマトタケルやオホタラシヒコと世代がほぼ対応するのであり、系譜関係では継体段階での尾張連の系譜に位置付けられていたとしてもさほど問題は生じないと思う。しかし、「玉勝」が箭田珠勝大兄皇子の「珠勝」と通ずるのであり、継体段階よりは欽明～敏達段階での成立とみる方が良い。父倭得玉彦命は、玉勝山代根古命と、「玉」を共通にし、「山代」に対し「倭」という地(国)名を負うとともに、「ネコ」と謂ば陰陽の対をなす「ヒコ」が付されていることからすれば、相関係する人名とみて問題はないであろう。倭得玉彦命も、玉勝山代根古命の父か否は別としても、欽明～敏達段階前後の成立とみられるのであり、継体段階で両人名が建斗米命系に位置付けられていたと考え難い。若都保命は、成立時期は想定し得ないが、五百木部連の祖であり、建斗米命系としても、系譜上子孫が位置付けられていなかったとみられる。

建諸隅命の曾孫とされている者については前述したが、大縫命・小縫命に関して付言したい。両者は、置津与曾命から分立されたと思像される彦与曾命の子とされるとすれば、本来の位置として瀛津世襲命の子の世代が考えられるが、乎縫命を意富那比命の子とする『海部氏系図』に何がしかの根拠があるとすれば、少なくとも意富那毘の子の世代ということになる。意富那毘に当たる者が『古事記伝』が言う市大稲日命(倭得玉彦命の亦云)、共通する意味を持つ建宇那比命(前節)のいずれか、あるいはそれら以外であるとしても、意富那毘の妹が葛城高千那毘売であり、大縫命・小縫命はこれまた瀛津世襲命の子の世代か、あるいは建宇那比命と同じ孫の世代になる。

建斗米命系では少なくとも後世に繋がる位置にあった者としては、乎止与命に先立つ世代では建宇那比命しか見当たらない。乎止与命以後の世代ではどうか。ホノア

カリ十五世孫の三人は兄弟とされているとみられるが、十四世孫のいずれの子とも記されていない。この事情については、乎止与命の場合と同様、十五世孫が十四世孫として記されている者の子ではなかったことによるのであれば、十五世孫以降は、乎止与命の系統ではなく、建斗米命系とされていたということも憶測される。これに従えば、[図3]のような系譜になる。この系譜を基に、乎止与命 — 建稲種命 — 尻調根命以後の系譜とともに、建斗米命 — 建宇那比命に続く系譜を検討してみよう。

九世孫弟彦命・日女命と密接に関係する弟彦と兄日女とが、[図3]で、それぞれ尻調根命の子、建宇那比命曾孫として弟彦の子女の世代に位置付けられることから。弟彦命と日女命は建斗米命の四世孫であるが、この関係を[図3]で見れば、佐米・兄日女と同世代になる。日女命と兄日女との関係、同一人名から分立されたことが窺える。一方、弟彦命は弟彦の一世代後になり、両者は、近い世代ではあるが、同世代ではない。弟彦は、通称とするに相応しいものであることは言うまでもないが、「弟」に対するのが「兄」であることからすれば、兄日女には兄佐米の他に弟が位置付けられていたことや、逆に兄日女が針名根等の姉妹とされていたことも想像される。もし前者であったとすれば、弟彦は弟彦命と世代が一致する。また、十三世孫尻調根命の子として明記されているのは稚彦連だけであるが、この稚彦が十四世孫として記されていないことも不審としなければならない。

十三世孫は尻調根命と妹二人だけであるから、十四世孫の父は当然尻調根命になる。このことが十四世孫の父の記載がない理由とみることは可能であるが、稚彦が見えない事情はどうか。あるいは尻調根命が妹金田屋野姫命所生の高城入姫命・仲姫命・弟姫が生んだ応神の十三皇子等を養うために、外妹(名が見えない尻調根命の妻の妹と解し得る)毛良姫とともに、稚彦を壬生部としたとあることと関係するとみられるかもしれないが、「十三世孫」の子であるから、「十四世孫」は「十四世孫」であり、壬生部になったことが十四世孫として記されていない理由とは考え難い。「弟」は、「兄」に対する語であるだけでなく、「年若い」という意味でも用いられることからすれば、「稚彦」と「弟彦」とを同一人の異表記と見ることは可能である。しかし、一方、稚彦に替わり、それと意味を共通にする弟彦とその系譜が位置付けられたことも考えられぬことはない。弟彦の位置についてみてみよう。

弟彦は、兄日女の兄弟とされていたとすれば、弟の針名根に加え、兄日女の兄佐米も兄弟であったことが想定されるのであり、父は尻調根命と坂合のいずれにしても、兄弟は四人ということになる。一方、弟彦命・日女命は兄弟が六人であるが、置津与曾命と彦与曾命とを除けば、同じ四人となる。佐米・兄日女・弟彦・針名根と弟彦命・

日女命・玉勝山代根古命・若津保命とでは前者の方が本来的であろうが、〔兄〕日女と弟彦という抽象的人名であることに問題がある。〔兄〕日女と弟彦は、本来その位置にあった人名が他に変更されたことに伴い、系譜に位置付けられたとみるべきである。それは誰と考えられるか。

本題から外れる如くであるが、ここで『記』『紀』所載の尾張連系人名で未だ「天孫本紀」の人名に該当するものを見出していないミヤスヒメと継体妃メノコ、及び後者の兄凡連(『記』)・父草香(『紀』)について見ておきたい。

ミヤスヒメは雄略が架上されたヤマトタケルの妻であるからともかくとしても、継体妃とその兄や父とされる者が尾張連の系譜に見えないのは不審以外の何物でもない。凡連は、「凡」は大海媛や大海部直・凡海連の「大」「凡」と関わるものの如くであり、実名と言い難いことは否定し得ない。「草香」なる人名については、尾張国中島郡日部郷が存在し、地名に基づく人名は少なからず知られるので、このような尾張の地名に基づくとみられるかもしれないが、日下部に基づく地名は当然日下部設置後に生じたとしなければならない。継体は、メノコ所生の安閑は仁賢皇女を娶っていることから、清寧・仁賢・顕宗前後の世代であり、従ってメノコの父は雄略前後の存在ということになる。日下部と関わるのは仁徳皇子で安康によって殺されたと『記』『紀』が伝えるオホクサカであるが、この段階で日下部が少なくとも当地域に設置されていた保証はないのであり、草香は日下部に基づくものとは言い得ない。むしろ、日下部から発生したものではなく、元より地名クサカが存在し、それに基づく人名という蓋然性の方が大きいと思うが、このクサカも少なくとも尾張や葛城の地域に見出し難いようである。

「天孫本紀」で、草香の雄略前後という世代と近いものは、坂合が允恭朝に供奉とあることから、坂合と弟の古利・阿古・中天・多々村・弟鹿・多与志、坂合の子佐米、佐米の子乙訓与止・粟(栗)原・間古・枚夫ということになる。これらの中で「クサカ」と共通する部分を有するのは「サカ」を共有する坂合と「サ」を共有する佐米であり、また、履中朝に供奉したと言う知々古の兄で坂合の父金も「カ」を共有する。「坂合」は境界を表わす「境」「堺」「界」の異表記でもあり、境界＝「サカヒ」は「サカ」とも表現されるので、「サカ」に冠される「ク」の意味が不明ではあるが、坂合は草香と通ずる要素を有する人名であるように思う。草香は「天孫本紀」で坂合として現われているのではないかということである。

継体妃メノコは四世孫天戸目命、五世孫建斗米命・妙斗米命、十七世孫佐米連と「メ」を共有するが、戸目・斗米は「鋭い目」、佐米は「鮫」と解し得る(前節)ので、メノコとこれら四人名とは取り敢えずは直接には関係しないとすべきである。一方、「天孫本紀」の物部連系系譜

にはニギハヤヒ十世孫に物部目古連公が見える。『紀』の古訓では継体妃日子媛の「日子」に「メノコ」とあり、物部目古連公の「目古」を『龍頭舊事紀』は「メコ」と訓んでいるが、正確な訓みはともかく、「子」と「古」は通用される文字であり、両人名は、男女の別はあるが、相通ずると言い得るのではなかろうか。ニギハヤヒ十世孫とされているのは、「多遲麻大連之子」とある物部印葉連公・物部山無媛連公(名に「姉」と冠する)・物部伊与連公・物部小神連公・物部大別連公、「五十琴宿禰之子」という物部伊菖弗連公・物部麦入宿禰連公・物部石持連公、「五十琴彦之子」の物部目古連公・物部牧古連公である。印葉連公は応神朝で大連として神宮を奉斎、山無媛連公は応神皇妃で菟道稚郎皇子・矢田皇女・雌鳥皇女生母、伊与と小神は応神朝で侍臣として供奉、大別は仁徳朝の侍臣として神宮を奉斎し矢田部連公賜姓、伊菖弗は履中・反正朝で大連として神宮を奉斎、麦入宿禰は允恭朝で元大連次宿禰として神宮を奉斎、石持と目古・牧古はそれぞれ佐為連等・田井連等・佐比佐連等の祖とある。目古と同じ十世孫の者が大連等として神宮を奉斎したり、侍臣として供奉したなどとされている時代は応神から允恭に至り、『記』『紀』系譜では三世代に亘っている。また、十一世孫では、物部布都久留連公・物部目連公(伊菖弗の子)はそれぞれ雄略朝・清寧朝で大連として神宮を奉斎し、物部大前宿禰連公・物部小前宿禰連公(麦入宿禰の子)はそれぞれ安康朝・顕宗朝で大連等として神宮を奉斎したとあるので、目古は雄略前後の存在ということにもなり得るのであり、継体妃メノコとも世代が近接する。また、目古を祖とする田井連は継体の曾祖父大郎子の妹田井之中比売(『記』)を想わせるものである。

尾張連系系譜に見えないいま一人のミヤスヒメは、名の構造が「ミーヤスーヒメ」であり、「ミ」を「御」と解し得るならば、「ヤスヒメ」に尊敬語の「ミ」が冠された名であることになる。「ヤスヒメ」という人名は、前述の目古の姉妹で九世孫物部多遲麻連公の妻とされている安媛と一致する。多遲麻は景行朝で大連として神宮を奉斎したとあり、所生子は前記の印葉から大別に至る五人とされている。安媛に関わって、ニギハヤヒ六世孫伊香色雄命から十世孫までの略系譜に、神宮を奉斎したなどとされている時代を付記すれば、〔図4〕のようになる。

この系譜に無視し得ない問題があることは大新川命・武諸隅の父子が神宮を奉斎した時代が逆になっていることに象徴されているが、ともかく、安媛は、景行朝で神宮を奉斎したと言う多遲麻の妻とされていることからすれば、景行と同世代ということになる。景行の原型オホタラシヒコと〔ホムタノ〕オシロワケは、継体段階でそれぞれイハレヒコの孫・曾孫(母系では三世孫・四世孫)、欽明～敏達段階ではヒコフツオシノマコトの三世孫・四世

孫であり、ヤマトタケルは継体段階でイハレヒコの曾孫、欽明～敏達段階でヒコフツオシノマコトの曾孫である。

「天皇記」段階で景行が成立し垂仁皇子とされたことが想定されるが、この段階でもヤマトタケルは垂仁皇子とされていた可能性があり¹⁰⁾、ヤマトタケルを景行皇子とする『記』『紀』系譜は元より、それに先立つ王統譜のいずれにおいても、ヤマトタケルを介して、ミヤスヒメと安媛とは世代が相通ずると言える。

安媛を妻とする多遅麻の父物部武諸隅連公は、「崇神紀」六十年七月己酉条を引用した記述の部分ではあるが、「矢田部造遠祖武諸隅命」とあり、子大別は「賜矢田部連公姓」と見えるので、武諸隅—多遅麻—大別、は矢田部造に関わる系譜と看做し得る。タケモロスミ及び矢田部造は本来尾張連系であったとみられる(前節)のであり、多遅麻も、この名は「但馬国」そのものに基づくものであるが、但馬国造が「天孫本紀」で尾張連系であり、尾張連と関わりと言い得る。多遅麻を介して、安媛は尾張連と繋がることになり、その兄弟目古も同様である。安媛・目古の父五十琴彦はその兄五十琴宿禰と敬称が「彦」と「宿禰」とで異なるだけであり、両人名は一人名からの分立とみられる。五十琴彦の系統は、男系は、子目古・牧古で終わるのに対し、五十琴宿禰系は、目古の女全能媛を妻とした次子妻入宿禰系はその子大前宿禰・小前宿禰等までであるが、長子伊苜弗の系統は最後の十七世孫物部連公麻侶まで続く。史実性はともかく、五十琴彦系は傍流とされているのであり、殊更に五十琴宿禰系と五十琴彦系とに分けられた事情としては尾張連系の者を位置付けることが考えられるように思う。

メノコとミヤスヒメは、「天孫本紀」の系譜で、それぞれ物部目古連公とその姉妹安媛に変改されて位置付けられているということであるが、尾張連系と物部連系とに共通する他の人名について触れておきたい。

それはホノアカリ十五世孫で坂合等の父であるが十四世孫の誰の子かが記されていない尾冶金連と、ニギハヤヒの十三世孫・十四世孫とされる二人の物部金連公である。ニギハヤヒ十三世孫の金は物部木蓮子連公の第四子で、継体朝で大連として神宮を奉斎したとされる物部目連公の弟、十四世孫はこの目の長子であり、いずれも借馬連・野間連の祖とされている。物部連系の二人の金はともに目と関係するとともに後裔氏族を共通にするので、一方の伝が誤まり、同一人であったのが分立されて位置付けられた、ということのいずれかとみられる。ともかく、十三世孫物部麻佐良連公は武烈、目は継体、物部尾輿連公は欽明の各朝で、十四世孫物部鹿火連公は安閑、物部押甲連公は宣化、物部大市御狩連公は敏達、物部守屋大連公は用明、物部石上贄古連公は推古各朝で、それぞれ大連として神宮を奉斎したとあり、十四世孫物部連

公布都姫夫人は崇峻の夫人として「參朝政奉斎神宮」とある。十三世は継体・武烈・欽明という父・子・孫に当たる世代に、十四世は武烈と同世代の安閑・宣化と敏達～推古という父と孫との関係に当たる世代に神宮を奉斎したことになる。この記述には、十五世孫物部目連公が欽明朝、物部雄君連公が天武朝、物部恵佐古連公が推古朝にそれぞれ大連として神宮を奉斎したとされていることとともに、混乱があるとせざるを得ないが、ともかく、ここでは取り敢えず目に注目しておきたい。

目は、十三世孫と十五世孫に加え、十一世孫にも見える。十三世孫は麻佐良の弟とされているが、[図4]の五十琴宿禰からの関係系譜は[図5]のようになる。

十五世孫の目が欽明朝で大連というのは、祖父尾輿と同時期、父大市御狩とは時代が逆であり、問題を有することは言うまでもない。この目は、「天孫本紀」以外に見えないが、麻侶の祖父とされている。尾輿が欽明朝の大連とあることは『紀』で宣化・欽明両条に大連として見えることと通ずることから、御狩は欽明皇子女敏達・用明・推古・崇峻等と同世代、目は敏達皇子彦人・竹田等や用明皇子鹿戸等の世代となる。目の子で麻侶の父物部馬古連公は「難波朝御世授大華上氏印大刀賜食封千烟奉斎神宮」とあり、『続紀』養老元年三月癸卯条の石上麻呂の墓伝に「難波朝衛部大華上宇麻乃(子)之子也」と記されているが、物部連の系譜からも、彦人の子舒明やその后皇極及び孝徳の頃の存在となる。十五世孫の目は、世代関係においては、石上麻呂の祖父として問題はない。十一世孫の目は、清寧朝の大連とあるが、石上麻呂の墓伝に「泊瀬朝倉朝庭大連物部目之後也」とあり、「雄略紀」の大連目に当たることは確かである。尚、「雄略紀」には「大連」と記される目と「連」とのみ表現される目が見え、後者は物部菟代宿禰とともに伊勢朝日郎討伐に派遣され、自らが討伐を果しているが、菟代宿禰が討伐の主の如き記し方であることからすれば、両者は異なる者として現われていると言えなくもない。

十三世孫の目と十一世孫の目とが元は同一人としても、あるいは異なる存在として『紀』にも現われているとしても、目は雄略朝と関係するのであり、目の弟と子として見える二人の金は雄略～清寧等の世代に位置付けられることになる。これに対し、尾張連系の金は、弟知々古が履中朝供奉とされることから履中・反正・允恭の世代になり、子坂合から見ても、坂合は、允恭朝に供奉とあるが、清寧あたりの世代である継体の妃メノコの父草香に当たることから、雄略と同世代となし得るので、同様の世代になる。尾張連系の金と物部連系の二人の金は、同名ではあるが、一～二世異なる。このことは尾張連系の金と物部連系の金とが同一人ではないことを示すかの如くでもある。しかし、尾張連系系譜には見えないが、

『録』左京神別下榎室連条にホノアカリ十七世孫とある呉足尼と同名の呉足尼連公がニギハヤヒ十三世孫で金の弟として見える。しかも、尾張連系呉足尼には「十四世孫」とする写本もあり、金と一致するわけではないが、近い世代である。金とともに呉足尼も尾張連・物部連両系に見えることは、尾張連系の金と物部連系の金とが本来同一人であったことを窺わせる。

また、物部連系の二人の金がともに後裔氏族とする借馬連と野間連にも注意したい。借馬連が物部連と関係を有することは、「讃岐国戸籍」(年月・郡郷未詳, 『正倉院文書』)に物部借馬連が見えることから、否定できないが、その祖を金とすることについては問題なしとはし得ない。十三世孫の金の兄で目の弟長目連公は軽馬連の祖、十一世孫の目の弟鍛冶師連公は鏡作小軽女連等祖とある。『籠頭舊事紀』は鏡作小軽女連の「小」を「氷」としているが、同じ十一世孫の大前宿禰の後裔として水連が記されており、この水連は「氷連」とみるべきことは『録』左京神別上に氷宿禰、河内国神別に氷連が記載されていること、しかも氷連には「水連」という写本があるとともに祖は伊己灯宿禰で「天孫本紀」が大前宿禰の祖父とする五十琴宿禰であることから考え得るところであるから、正当である。「鏡作小軽女連」は、複数の氏族名を記す場合に最後の氏族にのみ姓を記している例もあるので、鏡作連・氷連・軽女連とみるべきである。軽馬連と軽女連は、訓みを共通にするだけでなく、異なる存在とされてはいるが同名である目の弟を祖としているのであるから、同一氏とみられる——言うまでもないがこの軽馬(女)連の始祖伝承は十一世孫の目と十三世孫の目が同一人であることを示す——。借馬連は、「借馬」には「カシマ」「カリマ(メ)」「カルマ(メ)」の訓みが想定されるが、軽馬連・軽女連と通ずると思う。借馬連を介すれば、金は物部連との関係がみられると言えるが、逆に、金は、物部連系とされたことにより、借馬連の祖になったことも考え得る。一方の野間連の「野間」に関わる地名ないしそれを基にするものとして、摂津国能勢郡野間神社、尾張国知多郡野間荘、加賀国加賀郡野間神社、伊予国能満(野間)郡・野間郡野間神社等があるが、『姓氏家系大辞典』は尾張国知多郡野間荘を野間連の発祥地とする。この根拠は記されていないが、物部連と尾張連とが同族とされていることからかもしれない。もし然らば、金は尾張連系が本来のもので、物部連系にも位置付けられたことが考えられることになる。しかし、物部借馬連が讃岐と関わることからすれば、野間連とその西方の伊予国野間郡、「国造本紀」の怒麻国造との関係も無視し得ない。但し、怒麻国造は阿岐国造同祖であることが問題になる。この野間連と怒麻国造との関係については、いま少し尾張連の系譜を検討した上で、論ずることにし、ここでは野間連が尾張連と関係を

有した可能性があるということに止めておく。

物部連の系譜で金の弟として呉足尼が位置付けられていることからすれば、尾張連系でも金と呉足尼とが同世代であったことは考えられる。呉足尼のホノアカリ十七世孫と十四世孫というのは、それぞれ佐米・兄日女、弟彦・針名根・意乎巳と同世代である。兄日女と弟彦とが兄弟とされていたことを示すものようであるが、また、それらと金・呉足尼とが兄弟ということにもなる。金には、坂合の父の他、尻調根命の子の世代、坂合の子という位置付けもあったかの如くである。坂合の父という位置と尻調根命の子というのは、「天孫本紀」の系譜では一世代の差があるが、矛盾というものでもない。尻調根命—金—坂合、という系譜から、金が尻調根命の孫の世代に変改されたことはあり得るからである。しかし、金が坂合の子という位置は、この場合は金が坂合の子から父へ変更されたということになるが、本来の父の位置の変更により他の者の子女に位置付けられたとみられる例は少なからず存在するものの、子が父とされた例は見出し得ないのであり、考え得ないように思う。呉足尼のホノアカリ十七世孫という世代は、兄日女が坂合の女で十七世孫とされたことに対応するものであり、呉足尼及び金が坂合の子とされていたことを示すとは言い得ない。

金は、本来、尻調根命の子の世代とされていたとすれば、[図3]では尻調根命と針名根等はそれぞれ〔ホムタノ〕オシロワケ・履中等と同世代であるから、弟知々古が供奉したと言う履中と同世代、坂合は、允恭朝供奉ではあるが、雄略の世代になる。子が父の世代に当たる者に仕えたというのはいり得ることであり、金等は針名根の兄弟から子の世代に変更されたとみて、問題はなさそうである。金等に父が記されていないのはこのような事情によると考えることができるであろう。

針名根は、「ネ」が付されていることは建稲種命・尻調根命と共通する。霊を意味する「ネ」を末尾に有するのはこの三人名のみであり、建稲種命—尻調根命、に次ぐ世代、元より尻調根命の子とされていたとみるのが良いと思う。「ハリナ」の意味は不詳ではあるが、あるいは、建稲種命(伊那陀宿禰)の「イナタ」が「稲田」であり、尻調根命の「ツキ」が、その字の通り、穀物等の貢物を意味する(「シリツキ」は「遅く納める調」の意か)ことからすれば、「ハリ」は「墾」、 「ナ」は「ノ」の交替形で、開墾を擬人化した人名とみられるかもしれない。

岐間は、道奥之岐間国造・道口岐間国造と通じる地名に基づくと思われる。地名そのものを名としている例は他氏にも少なからず知られるが、十八世孫の乙訓与止・粟(栗)原とともに、十一世孫以降の人名では異質的であり、造作以外の何物でもないと思う(なお後述)。

知々古は、履中朝に功能臣として供奉したとある一方

で、久努連の祖と記されている。「天孫本紀」に「～世為～供奉」などと記されるのは、この他、児天香語山命（神武、「為侍臣」とあるのみ）・四世孫瀛津世襲命（孝昭、大連（「天皇本紀」は大臣）、尾張連祖）・七世孫建諸隅命（孝昭、大臣）・十三世孫尻調根命（応神、大臣）・十四世孫意乎已連（仁徳、大臣）・尾治坂合連（允恭、寵臣）である。系譜上傍流であることが明記されているのは瀛津世襲命と知々古であるが、瀛津世襲命は嫡流から変改された者である。意乎已は、本来は十一世孫乎止与命と兄弟もしくは同一人であり、それに準じた位置を有するとみられる。知々古以外は嫡流ないしそれに準ずる位置が想定されるということである。また、諸氏の祖とある者は、瀛津世襲命を含め、全て傍流である——但し、瀛津世襲命に尾張連等祖と記されていることは、本系譜が尾張連のものであるから、逆に嫡流を示すもの（名残）と言える——。尾張連の嫡流の如き金に何の記述もなく、その弟で久努連祖という傍流とされる知々古に履中朝で功能臣として供奉したと記されていることは、知々古が本来尾張連の嫡流とされていたことを示すようにも見える。しかし、物部連の系譜では、「為大連奉斎神宮」などとある者にも後裔氏族が記されている場合がある。しかも、知々古の「功能臣」は、「大臣」や「大連」とは元より、天皇に近侍する「侍臣」や、天皇から寵まれた「寵臣」とも異なり、「功績を果たした有能な臣」という意味の如くである。久努連の祖とあることから「功能臣」の意味するところが考えられないであろうか。

久努連は、直から改姓された氏姓が記されたこと、あるいは「連」は「直」の誤記の可能性があり、また、六人部連等尾張連・物部連の両系が伝えられる氏族も知られるので、「天孫本紀」のニギハヤヒ八世孫物部大小木連公・物部印岐美連公それぞれの後裔久奴直・久努直、「国造本紀」が伊香色男命孫印播（櫛）足尼を任じたとする久努国造と同一氏族とみてまず誤りはない。大小木は伊香色雄命の孫で大新河命（垂仁朝大臣）の子、武諸隅（崇神朝大連）の弟で、久奴直の他、佐夜部直の祖とあり、印岐美は大新河命第十市根命（垂仁朝大連）の子、膽咋宿禰（成務朝大臣）の弟で、久努直の他志紀県主・佐夜直・遠江国造の祖とされる。一方、「国造本紀」は、印岐美を伊香色雄命の児で遠淡海国造に任じられたとし、「天孫本紀」に印岐美の兄で駿河国造の祖とある片堅石連公を十市根命ではなく大新川命の児片堅石命として珠流河国造に任じられたとする。「天孫本紀」内での所伝の相違、「天孫本紀」と「国造本紀」との間における系統の相違はともかくとして、久努・遠江・駿河各国造が物部連系、しかも久努・遠江両国造は同祖、駿河国造はその兄が祖とされ、三国造が密接な関係にあったことを示している。東海地域にはこれらの他、参河（三川）国造は「天孫本紀」にニギハヤヒ三世孫出雲醜大臣命子大木食命の後裔、「国造本紀」

に「出雲色大臣命五世孫知波夜命定賜国造」とあり、伊豆国造も「国造本紀」に「物部連祖天薙粹命八世孫若建命定賜国造」と見える。「国造本紀」に見える尾張から伊豆に至る九国造のうち五国造が物部連系である。九国造の分布は、西からおよそ、尾張国造、参河国造、徳国造（三河国宝飯郡）、遠江国造、久努国造（遠江国山名郡久努郷）、素賀国造（遠江国佐野郡素賀邑、『姓氏家系大辞典』）、廬原国造（駿河国廬原郡）、駿河国造（駿河国駿河郡）、伊豆国造、となる。生江臣祖葛城襲津彦命四世孫菟上足尼を祖とする徳国造、「檀原朝世始定天下時従侍来人名美志印命定賜国造」とある素賀国造、池田坂井君祖吉備武彦命児思加部彦命を国造と定めた廬原国造という例外はあるが、参河 → 遠江 → 久努 → 駿河 → 伊豆、と物部連系五国造が関東への要衝を占める。しかし、ここで久努国造に尾張連系という所伝があることに改めて注目したい。

伊豆国造の祖天薙粹命は『因幡国伊福部臣古志』が大己貴命四世孫天沼名粹命に「一書曰」として記す「天薙戈命」と「ホコ」の字を異にするに過ぎない。この天薙戈命の後、天御粹命 — 荒木臣命（一書曰荒根使主命） — 櫛玉神饒速日命 — 可美真手命 — 彦湯支命 — 出雲色雄命 — 内色雄命 — 伊香色雄命 …… とある。「天孫本紀」とは異なるが、ニギハヤヒ以後物部連系が位置付けられていることは、「天孫本紀」伊豆国造条の「物部連祖天薙粹命」という記述の本来性を示す如くでもある。しかし一方、天薙戈命の子天御粹命は『録』大和国神別に服部連の祖とある「天御中主命十一世孫天御粹命」と用字も一致する。服部連は尾張連と密接に関係する（前節）ことからすれば、天御粹命の父と同名の天薙粹命を祖とする伊豆国造が尾張連と関係すること、久努国造とともに、伊豆国造も尾張連系であったことは当然想定される。

地理的關係からして、尾張連が参河から伊豆に至る東海地域と関係していたとして疑問はない。むしろ当地域の物部連系国造は、本来は、尾張連と繋がるものであり、後に物部連系とされたことが考えられる。大和政権の東海への進出の時期は明確ではないが、「雄略紀」十八年八月戊申条の伊勢朝日郎討伐はその説話化とみられるのであり、雄略段階前後が想定される²⁴。知々古が雄略の父の世代に位置付けられることはこの想定と矛盾するものではない。雄略前後の段階で、尾張連は大和政権の東海～関東進出に深く関わったのであり、知々古に「功能臣」と記されているのは、知々古がその象徴とされたことによると看做される。その後裔氏族として伝えられているのは久努連のみであるが、これは東海諸地域に尾張連が影響力を有していたことの名残であろう。『熱田縁起』にミヤスヒメの兄建稲種公がヤマトタケルの「東征」に従ったとあることは、単なる造作ではなく、このような史実を背景にしたものともみられる。

『因幡国伊福部臣古志』で、見過ごせないものが他に少なくとも二点ある。いずれも大和政権の勢力圏拡大と関わるのであるが、一つは『録』にも見える天御杵命が、天神を表わす「天」を除けば、「国造本紀」が久比岐国造の祖で大倭直同祖とする御戈命と訓みを同じくすることであり、いま一つは天御杵命の子荒木臣命が佐渡国造の祖で阿岐国造系の大荒木直と通ずることである。越後国頸城郡は、南は信濃（科野国造は多臣系）であるが、西隣の越中国新川郡を経てその南飛驒に通じる。斐陀国造は尾張連系であり、久比岐国造は、本来尾張連系で後に大倭直系になったことも考えられる。また、佐渡国造の祖大荒木直は、人名での共通性からは、中臣連系の荒木直氏との関係¹⁰⁾よりは、尾張連系と関わる荒木臣命の方が相応しい。佐渡国造が阿岐国造系ということからすれば、阿岐国造系と尾張連との関係も想像される。

ここで注目されるのが知々古の兄岐閉である。岐閉と通ずる道尻岐閉・道口岐閉両国造のいずれもそれに該当する氏族が存在したのか、いずれかが誤りかという問題はあっても、常陸（陸奥南端部を含む）を本拠としたものであり、その北方に阿岐国造系が分布する。この地域的關係からも、陸奥（宮城県南端部以南）の国造に「阿岐国造同祖」と記されるものが多い事情それ自体の問題は残るが、阿岐国造系の陸奥の国造と尾張連との関係が窺える。尾張連が、伊豆までの東海方面からのみでなく、常陸～陸奥南端部からも関東を押さえる役割を担ったことや、蝦夷対策に関係したことを示すものという可能性がある。このようにみると、久比岐国造に関わる頸城郡は越後の最西部であるが、日本海側にはそれより東（東北）に国造が知られないことからすれば、当地域からも東北経営に関わったことも想像される。尚、岐閉は、即連の祖とされるのみであるが、道尻岐閉国造・道口岐閉国造と関わる者として造作された人名であろう。岐閉が即連の祖とされていることは、「即」を「調」の借字と考えることができる（前節）とすれば、同じ「調」に関わる人名である尻調根命の子として岐閉が位置付けられていたことの傍証になり得るものかもしれない。

尾張連が大和政権の関東・東北への進出や経営に関わったことと、阿岐国造系と尾張連とが繋がりを有したとみられることに関係して注目したいことがある。それは前節で触れた神饒速日命後裔越智直広峯が火明命後裔六人部連吉雄に賜姓されたのと同じ善淵宿禰を与えられていることである。このことは六人部連に物部連系もあつたことを示すとともに、越智直が尾張連と関係したことも示しているとみられる。また、「天孫本紀」はニギハヤヒ八世孫大小市を小市直等祖とするが、この大小市は、前記のように、矢田部造祖武諸隅の弟で久奴直等祖大小木の兄とされているのであり、ここにも越智直と尾張連

との関係が見られると言い得る。越智直（小市国造）に尾張連と同族関係があつたとみられるということであるが、このような関係は越智直の本拠伊予国越智郡に隣接する野間郡を勢力圏とする怒麻国造が阿岐国造同祖とされていること、阿岐国造系と尾張連とが関係を有することと無関係とは思えない。怒麻国造は、阿岐国造と同祖というのは地域的關係からして自然であるが、小市国造と同様、尾張連系との同族関係もあつたのではなかろうか。然らば、尾治金との関係が想定される物部金の後裔氏族として野間連が見えることに注目される。野間連は怒麻国造の氏姓（「連」は「直」からの改姓ともみられる）であり、阿岐国造系と尾張連との関係からすれば、野間連が物部連系となつたのは、金が物部連系にも位置付けられたことによるとみられると思う。尾張連と伊予との関係は『録』右京神別下が伊与部を武彥目命の後裔としていることにも見られるのであり、尾張連は、関東・東北に加え、当地域への大和政権の進出にも関わっていたことが推測される。尾張連と阿岐国造との関係はこのような事情によって形成されたことが窺える。尾張連が当地域にも関わったことについては海部との関係によるとみられるが、瀬戸内航海に大きな役割を果たした住吉大社と関係する津守連が尾張連の同族であることにも注目される。

さて、尻調根命の子として針名根と金・岐閉・知々古が、また、金との関係から呉足尼も位置付けられていたとみられることからすれば——金の子尾治古利連が『録』和泉国神別若犬養宿禰系に十五世孫古利命として「天孫本紀」より一世代繰り上がった世代が見えるのは金の世代と関わるものともみられる——、金・岐閉・知々古が針名根の次世代に移されたことに伴い、弟彦が、意乎巳とともに、針名根の兄弟とされたように見える。兄日女については、弟彦の姉妹とされていたことは、弟彦命・日女命の關係から、動かし得ないのであり、弟彦と同様、針名根等の姉妹とされていた者の位置付けの変更により、造作されたとしなければならない。世代として近いのは尻調根命の妹尻調真若刀俤命と金田屋野姫命とである。尻調真若刀俤命は、「真若」は尻調根命の妹を強調するために付されたもので、『記』の志理都紀斗売が本来の人名とみられるが、尻調根命と志理都紀斗売とは「ネ」と「トメ」という称を異にするに過ぎず、両者は本来夫妻であり、針名根等は志理都紀斗売所生とされていたと看做される。「天皇記」段階で、志理都紀斗売が景行妃で品陀真若王生母とされた¹¹⁾際に尻調根命の妹として位置付けられたとみられる。時期は不明であるが、本来志理都紀斗売所生であつた金田屋野姫命がその妹で品陀真若王の妻とされたことにより、兄日女が造作されたことが考えられる。この兄日女の坂合の女への変更は、坂合 — 兄日女、草香 — メノコ、という系譜の対応から、メノコに替わつたのこととみられる。

尻調根命の子と唯一明記される稚彦は、弟彦と同様、抽象的人名であるから、尻調根命の本来の子女として、針名根・金・岐閨・知々古・呉足尼と金田屋野姫命を想定し得ることになる。この五男一女というのは、弟彦命・日女命の兄弟の数と一致する。弟彦命・日女命が弟彦・兄日女の架上であることからすれば、金・岐閨・知々古が針名根の子の世代に変更された後も尻調根命の子女は五男一女であったとみられる。弟彦・針名根・意乎巳と兄日女の他、呉足尼も、ホノアカリ十七世孫という世代が兄日女の位置付けの変改に関わるとすれば、針名根の兄弟とされていた可能性はあるが、四男一女である。弟彦と意味を共通にするが、「天孫本紀」に稚彦が尻調根命の子として明記されているように、稚彦も位置付けられていたとして一致する。この稚彦が十四世孫に見えない理由はやはり不明とする他はないが、弟彦と同一人とされていることは考えられるとすれば、弟彦の兄弟と金の兄弟がともに三人であることと関係するのかもしれない。

ところで、尻調根命の正嫡に相応しい者としては、建稲種命の「イナタ」、尻調根命の「ツキ」と関係するようにみられる「ハリ」と両人名と同じ神霊を意味する「ネ」とからなる針名根を挙げるべきであろう。坂合は本来針名根の子であり、針名根と坂合との間に一世代設けられたことにより、金の子に位置付けられたと考えられる。

ここに至り、建斗米命の系統が建宇那比命で途絶えることになったが、その後続く系譜が存在した筈である。「ウナ」は「ウミ」の交替形となし得るので、その女とされる大海姫命は女の名として相応しいが、継体段階の王統譜でトヨキイリヒコとヤサカノイリヒコがオホアマヒメ所生崇神(原型)皇子とされていたことが想定される⁸⁾ので、その位置は変改されたものであり、既述のように、瀛津世襲命の女というのが相応しい。本来尻調根命の妻であったとみられる志理都紀斗売(尻調真若刀俣命)の「ツキ」は、穀物のみでなく、海産物にも関わる。建宇那比命・宇那比姫命と建稲種命とが同世代とみられる(図4)のであるから、志理都紀斗売は本来は建宇那比命の女とされていたとして不審ではないと思う。

建宇那比命の孫・曾孫・玄孫にも元より建宇那比命の子とされていたとみられるものが見当たらないことは前述の通りであるが、孫倭得玉彦命の「亦云」として見える市大稲日命の本来の位置付けを未だ検討していない。この人名と播磨稲日大郎姫の「稲日」や針間鴨国造の祖市入別命の「市」とが関係するというような憶測(前節)はともかく、「稲日」は「稲霊」と見ることは可能である。

「宇那比」は「海霊」と解し得るので、両人名は謂わば海陸の対をなすとも言い得る。尾張連が海部と密接に関係し、稲に関わる建稲種命(伊那⁹宿禰)の如き人名があること、「ヒ」を称する人名は建宇那比命・宇那比姫命と市

大稲日命のみであることからすれば、親子として位置付けられていた可能性はある。しかし、稲に関わることで、市大稲日命は建稲種命とよりよく通ずることは言うまでもない。しかも、建稲種命には「此命、瀨波県君祖大荒田女子玉姫為妻、生二男四女」とあるが、記されているのは尻調根命・尻調真若刀俣命・金田屋野姫の一男二女のみで、一男二女が見えないのであり、その一男を市大稲日命と看做し得なくもないように思う。市大稲日命の父として建宇那比命と建稲種命とが考えられるということであるが、ここで勘案しなければならないのが『記』の意富那毘・葛城高千那毘売兄妹である。

葛城高千那毘売が葛木高名姫命として大海姫命の亦名となっていることは、大海姫命に吸収合体されたことに他ならない。大海姫命はともかくとして、このようなかたちでの合体は葛城高千那毘売の本来の系譜の否定とまでは言えないにしても、改変以外の何物でもない。この事情は不詳とせざるを得ないが、『記』が葛城高千那毘売所生とするウマシウチノスクネが「応神紀」九年四月条に兄タケシウチノスクネを廃そうとして天下をとろうとしていると天皇に讒言したなどあることとの関係や、本来は和珥臣系の人名であるが「天皇記」以後蘇我氏系(葛城系)の祖とされていたヒコフツオシノマコトとの系譜関係を絶つことにより蘇我臣との繋がりを否定しようとしたというようなこともあるのかもしれない。ともかく、継体段階ではタケシウチノスクネ・ウマシウチノスクネは紀直出自トホツアユメマクハシヒメ所生の同母兄弟であり、ウマシウチノスクネが葛城高千那毘売所生とされたのは欽明～敏達段階とみられる¹⁰⁾のであるから、継体段階で葛城高千那毘売は崇神(原型)・ヒコフツオシノマコトと同世代であったとしなければならない理由はない。しかし、葛木高名姫命が大海姫命と合体された理由の一つとしては、やはり両者が同世代とされていたことを挙げなければならないであろう。大海姫命は、瀛津世襲命の女とされていたとみられるが、王統譜の変改と関わって、葛城高千那毘売と同世代になったことによって、両者が合体される前提が成立したということになる。

欽明～敏達段階の王統譜では、崇神は孝昭の子であるから、瀛津世襲命の女大海姫命は崇神と世代が一致するのであり、位置付けが変更される必要はない。大海姫命が瀛津世襲命の曾孫の世代というのは、瀛津世襲命と同世代の孝昭の五世孫に崇神が位置付けられる『記』『紀』の系譜とも対応しないが、「天皇記」段階の王統譜で孝昭の曾孫に崇神が位置付けられることと一致する。大海姫命が瀛津世襲命の曾孫、建宇那比命の子女の世代に変更されたのは「天皇記」の王統譜との関係によるということであるが、大海姫命が建宇那比命の女とされたことからすれば、葛城高千那毘売も建宇那比命の子女と同世代

とされていたことが想定されるのであり、その兄意富那毘も同様である。然らば、意富那毘は市大稲日命として「天孫本紀」に現われているとしなければならない。

「天皇記」との関係では、建宇那比命と建斗米命は、それぞれ開化・孝安と同世代になる。一方、尻調真若刀俣命がイホキノイリヒコと同世代とすれば、「天皇記」段階でイホキノイリヒコは応神と同母兄弟とされていたとみられる⁹⁾ので、尻調根命は、「天孫本紀」に「天孫朝」に供奉とあるのと同様に、応神と、建稲種命は景行やヤマトタケルと、乎止与命は垂仁とそれぞれ同世代であり、建稲種命は建宇那比命の三世代下になる。一方、欽明～敏達段階の王統譜で見れば、イホキノイリヒコは垂仁の子とされていたとみられる⁹⁾ので、尻調根命をオホタラシヒコ・ヤマトタケルの世代とすれば、建稲種命はヤマトタラシヒコや垂仁と、乎止与命はヒコイマスと同世代であり、建斗米命を瀛津世襲命の子としても、建宇那比命はヒコイマスと同世代で、建稲種命とは一世代の違いに過ぎない。尻調根命も、応神の原型〔ホムタノ〕オシロワケの一世代前であるから、天孫朝に供奉という記述と矛盾という程のものはない。しかも、その子針名根等・孫坂合等はそれぞれ〔ホムタノ〕オシロワケと履中等の

世代になり、このことは意乎巳と坂合がそれぞれ仁徳と允恭に供奉したとあることと対応している。尾張連の系譜は欽明～敏達段階では、ホノアカリと瀛津世襲命との間は別として、継体段階のものと大きく異なるものではない。

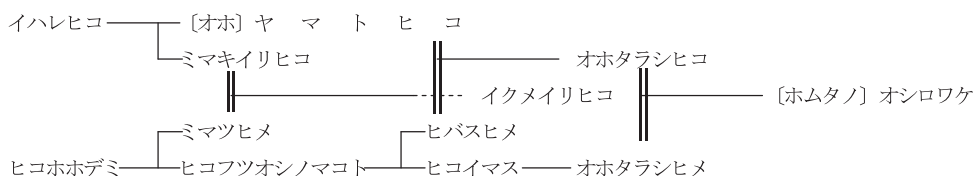
乎止与命を建斗米命の後裔とする系譜は「天皇記」段階での成立とみられるということである。葛城高千那毘売・意富那毘が建稲種命の子女とされていたとすれば、この際にヒコフツオシノマコトの世代に合わせるべく、建宇那比命の子女とされたことになる。この事情として考え得るのは葛城高千那毘売をヒコフツオシノマコトの妻でウマシウチノスクネ生母とすることであるが、それならば、葛城高千那毘売のみで良く、意富那毘まで変更する必要はないと思う。葛城高千那毘売と意富那毘は建宇那比命の子女とされていたとみるのが良さそうである。

以上より、建諸隅命の系統も物部連系譜に基づき（ ）で付加したのが〔図6〕である。尚、允恭を「」で記したのはその成立が「天皇記」段階とみられる¹⁰⁾ことによるが、雄略の父とされていた者を表わしている。

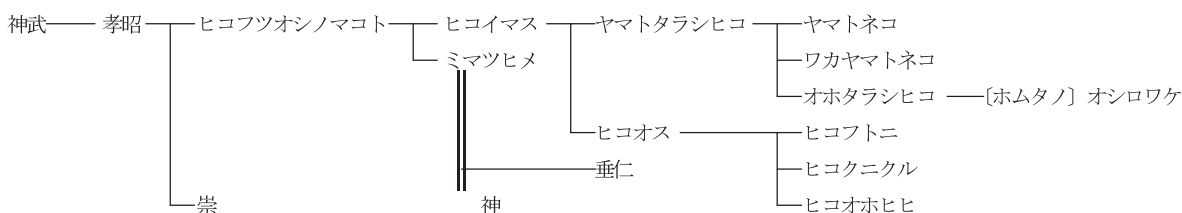
(未完)

〔図1〕

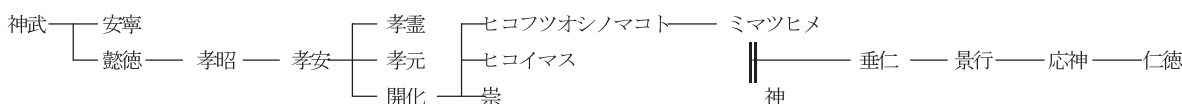
A. 継体段階



B. 欽明～敏達段階



C. 「天皇記」段階



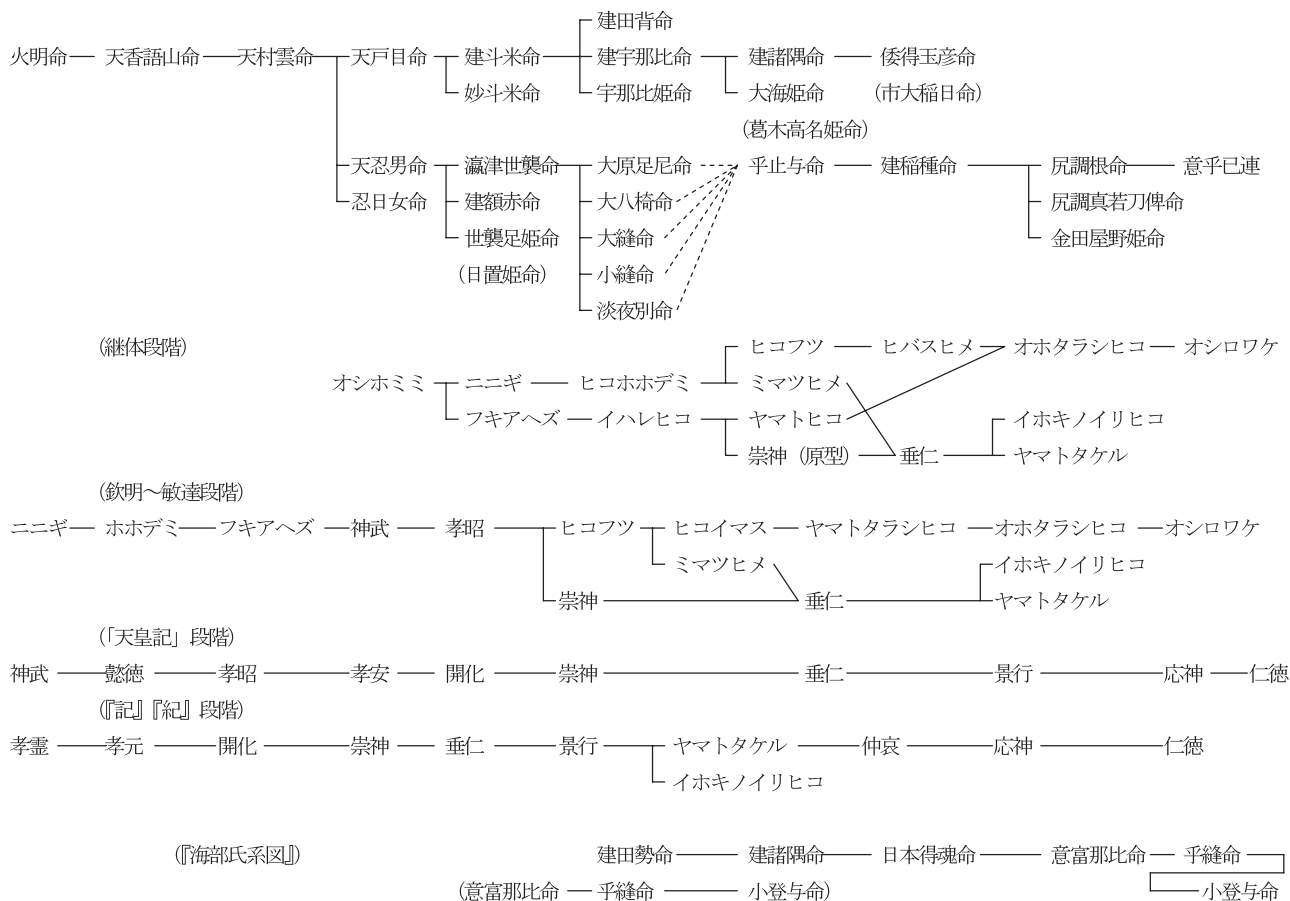
〔表1〕

	①	②	③	④	⑤
継体段階	オホタラシヒコ	オホタラシヒコ	ヒコホホデミ	ヒコホノニギ	オシロワケの孫
欽明～敏達段階	ヒコイマス	垂仁・ヤマトタラシヒコ	崇神・ヒコフツオシノマコト	孝昭	オシロワケ
「天皇記」段階	孝霊・孝元・開化	景行や垂仁	崇神や孝霊・孝元・開化	孝安や安寧・懿徳	景行や垂仁
『記』『紀』段階	孝霊	景行	垂仁	崇神	崇神・ヒコイマス

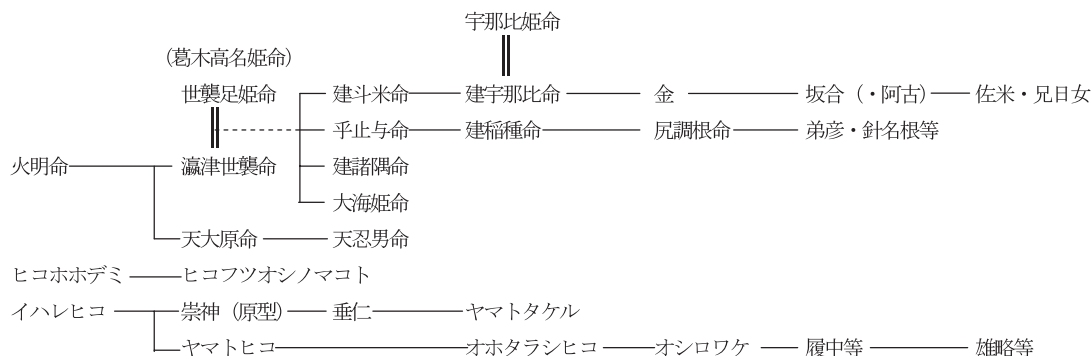
〔表2〕

	十五世孫	十四世孫	十三世孫	十二世孫	十一世孫	十世孫	九世孫
繼体段階	履中	〔ホムタノ〕 オシロワケ	オホタラシヒコ	ヒバスヒメ	崇神 (原型)	ヒコホホデミ	ヒコホノニギ
欽明~敏達段階	履中	〔ホムタノ〕 オシロワケ	オホタラシヒコ	ヤマトタラシヒコ	ミマツヒメ	崇神	孝昭
「天皇記」段階	履中	仁徳	応神	景行	垂仁	ミマツヒメ	崇神
『記』『紀』段階	履中	仁徳	応神	仲哀	成務	景行	垂仁

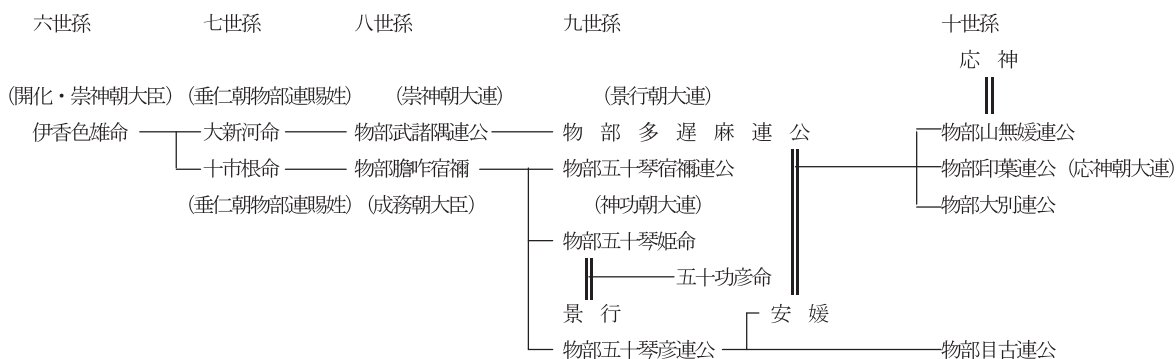
〔図2〕



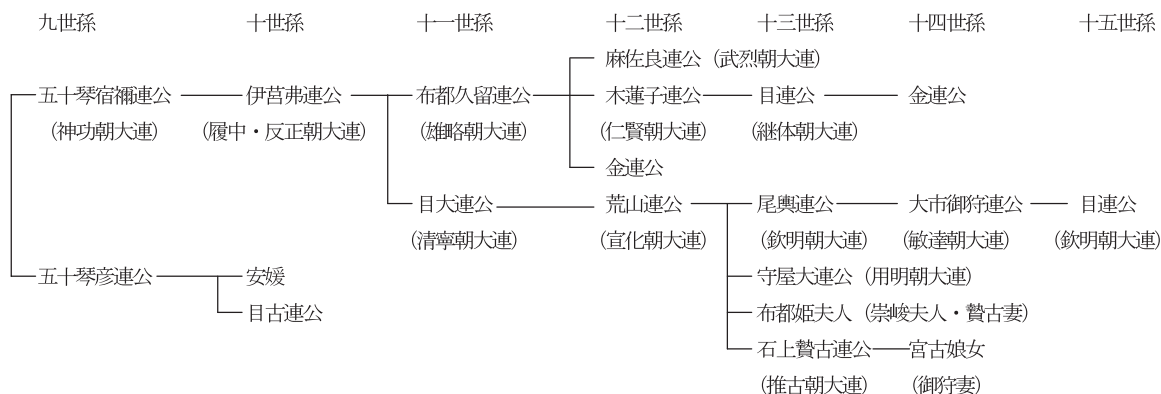
〔図3〕



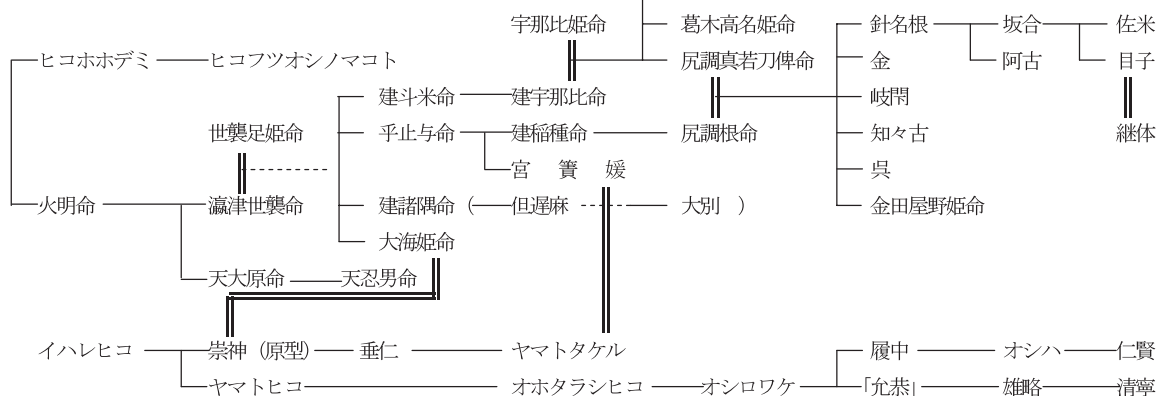
〔図 4〕



〔図 5〕



〔図 6〕



参考文献

[1] 黒田達也『古代の天皇と系譜』(校倉書房, 1990年)

[2] 黒田達也『朝鮮・中国と日本古代大臣制—「大臣・大連制」についての再検討』(京都大学学術出版会, 2007年)

[3] 黒田達也『「ヒコ+某」形式の人・神名とその特徴』(大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』(以下『紀要』) 25, 1991年)

[4] 黒田達也「アメノオシホミミから神武に至る系譜の形成をめぐって」(『紀要』 28, 1994年)

[5] 黒田達也「蘇我氏関係系譜の原型をめぐって」(『紀要』 29, 1995年)

[6] 黒田達也「多氏と王統譜」(『紀要』 30, 1996年)

[7] 黒田達也「和珥氏関係系譜についての再検討—『ヒコ+某』形式の人名を中心として—」(『日本書紀研究』第20冊所収, 塙書房, 1996年)

[8] 黒田達也「『タラシ』関係系譜についての再検討」(『紀要』 32, 1998年)

[9] 黒田達也「『イリ』系譜についての再検討」(『紀要』 33, 1999年)

[10] 黒田達也「和珥氏系と関わる国造をめぐって」(『紀要』 42, 2008年)

[11] 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第四(吉川弘文館, 1982年)